

公告

下記業務について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年1月17日

公益財団法人福岡県スポーツ振興センター理事長 城戸 秀明

1 入札物件

(1) 契約名

福岡県立スポーツ科学情報センター複写サービス(カラー複合機)単価契約

(2) 契約内容等

入札説明書のとおり

(3) 履行場所

福岡県立スポーツ科学情報センター
(福岡市博多区東平尾公園2-1-4)

(4) 契約期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月16日福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品・サービス関係）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年2月12日（水）現在において次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有し、その業種及び等級が次のいずれかの条件を満たしていること。

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA、A、B
01	02	事務機器	AA、A、B
05	02	電気通信機器	AA、A、B

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

- (4) 納入しようとする物品が入札説明書に示した仕様を満たすことを証明する機能証明書及び保守サービス拠点一覧を令和7年2月4日（火）午後3時00分までに4の部署に提出し、承認を受けている者

なお、提出した証明書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

4 当該契約に関する事務を担当する部署の名称

公益財団法人福岡県スポーツ振興センター 総務課
〒812-0852 福岡市博多区東平尾公園2-1-4
電話番号 092-611-1717
FAX番号 092-611-1600

5 契約条項を示す場所

4の部署とする。

6 入札説明書の交付

交付場所 4の部署にて直接交付する。

交付期間 令和7年1月17日（金曜日）から令和7年1月28日（火曜日）までの休館日を除く毎日、9時から17時までとする。

7 仕様等に関する質問の期限

仕様等に関する質問は、必ず書面（電子メール又はファックス可）にて令和7年1月28日（火曜日）の13時までに提出すること。

なお、簡易な質問はこの限りでない。

8 入札および開札の日時

(1) 場所

福岡県立スポーツ科学情報センター 1階 会議室

(2) 日時

令和7年2月12日（水曜日）15時00分

(3) 開札

即時

9 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（の税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 本財団を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年の間に、福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（入札金額に相当する金額（税込）の2割超）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

（2）契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本財団を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年の間に、福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約金額に相当する金額（税込）の2割超）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、9により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- （1）入札金額の記載がないもの、又は入札金額を訂正した入札
- （2）法令又は入札に関する条件に違反している入札
- （3）同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- （4）所定の場所及び日時に到達しない入札
- （5）入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- （6）入札保証金が10の（1）に規定する金額に達しない入札
- （7）金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- （8）入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- （9）入札書の日付のない入札、又は日付に記載誤りがある入札

12 落札者の決定

- （1）予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- （2）落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、

これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他財団の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。